

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(端数計算)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) 条例附則第6項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（条例第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条の2第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（条例附則第6項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第1号の給料月額減額基礎額をいう。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（条例第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条の2第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額））</p> <p>(2) 条例附則第6項第4号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第4号に規定する勤勉手当減額基礎額）</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第18条 略</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。